平成２２年（フ）第２４１２号
東京都板橋区蓮根２丁目１－４－203
債務者　前田　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４１８号
東京都豊島区長崎２丁目29－７－１－201
債務者　久保　健次
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４１９号
東京都葛飾区青戸３丁目８－６－401
債務者　関根　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４５１号
神奈川県横浜市泉区岡津町1403－10
債務者　吉田恵理子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４５２号
神奈川県海老名市大谷北３丁目20－17－103
債務者　田之畑代里子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４５３号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目12－14－603
債務者　長田　裕幸（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４５６号
千葉県八街市沖1250
債務者　山崎　裕一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４８５号
東京都世田谷区下馬２丁目39－23－112
債務者　山口　菊枝
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４８６号
東京都練馬区桜台６丁目28－14－102
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４９４号
神奈川県横浜市中区本牧原21－１－803
債務者　鈴木　好枝
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５０４号
東京都大田区田園調布１丁目46－６
債務者　北澤　　宏
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５０５号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７－45－401
債務者　兼子　勝子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５０６号
東京都江戸川区船堀３丁目16－７－401
債務者　永野日出男
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１０号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目１－２－1003
債務者　寺本　壽接
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１３号
東京都板橋区舟渡３丁目23－３－502
債務者　田沼　睦美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５１４号
東京都板橋区新河岸１丁目３－２－1208
債務者　近藤　隆一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部